

平成30年 関東倶楽部対抗新潟第2会場予選競技 組み合わせ及びスタート時間表

(参加者 16倶楽部・96名)

期日：5月24日(木)

場所：松ヶ峯カントリー倶楽部 神奈・妙高コース

(18ホール・ストロークプレー)

(一社)関東ゴルフ連盟

1番(神奈コース)よりスタート

Aクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	八重田 政幸	越後	鈴木 史敏	十日町	宮沢 重夫	松ヶ峯	幸田 明	中峰
2	8:09	渡辺 吉之輔	紫雲	柳村 富雄	阿賀高原	岩崎 一	糸魚川	吉原 博	長岡
3	8:18	林 典昭	グリーンヒル長岡	堀 文明	湯田上	佐久間 直人	胎内高原	石川 陽一	イーストヒル
4	8:27	土田 一男	新潟	後藤 敏彦	米山水源	堅田 俊一	橿形	高橋 正秋	フォレスト
5	8:36	内山 嘉雄	松ヶ峯	星野 均	越後	渡辺 政由	紫雲	宮崎 富士夫	糸魚川
6	8:45	椛澤 潔	グリーンヒル長岡	藤井 正広	胎内高原	藍沢 敏	新潟	渡辺 正	橿形
7	8:54	福原 晋平	十日町	加藤 丈明	中峰	青木 正直	阿賀高原	星野 節二	長岡
8	9:03	浦野 由和	湯田上	遠藤 裕	イーストヒル	清水 邦彦	米山水源	松本 重光	フォレスト
9	9:12	梅澤 清行	糸魚川	田淵 章	中峰	堀 安男	越後	山宮 秀一	湯田上
10	9:21	黒井 雅章	フォレスト	竹内 邦彦	新潟	池田 慶一	十日町	渡辺 一弘	紫雲
11	9:30	深井 修次	長岡	山本 重俊	胎内高原	阿部 勉	米山水源	嶋居 進	松ヶ峯
12	9:39	鈴木 嘉道	阿賀高原	石口 力	グリーンヒル長岡	三ヶ月 耕一	イーストヒル	澤田 宏幸	橿形

10番(妙高コース)よりスタート

Bクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
13	8:00	松井 源太	越後	佐藤 一喜	紫雲	石黒 展行	グリーンヒル長岡	大泉 一高	新潟
14	8:09	山田 秀喜	十日町	土屋 博	阿賀高原	阿部 祐希	湯田上	横田 秀国	米山水源
15	8:18	横川 修平	松ヶ峯	渡辺 一樹	糸魚川	石山 忠一	胎内高原	工藤 一大	橿形
16	8:27	丸田 純	中峰	竹澤 明純	長岡	加藤 仁	イーストヒル	吉岡 和晃	フォレスト
17	8:36	曾根 明	阿賀高原	上田 昭	越後	坂上 一弥	胎内高原	水戸 康司	フォレスト
18	8:45	田中 寿幸	イーストヒル	磯貝 徹也	糸魚川	内山 洋一	十日町	佐藤 雅基	松ヶ峯
19	8:54	小島 達也	中峰	高桑 隆弘	新潟	武田 心一	長岡	西脇 豊	グリーンヒル長岡
20	9:03	金子 満	米山水源	志村 英樹	紫雲	坂田 稔洋	湯田上	斉藤 光浩	橿形
21	9:12	深海 隆義	新潟	原 征夫	糸魚川	宮 崇	越後	吉楽 尚生	十日町
22	9:21	白濱 秀樹	長岡	青木 浩一	米山水源	池田 輝男	松ヶ峯	小林 敬治	グリーンヒル長岡
23	9:30	神田 久	橿形	大瀧 徹也	中峰	渡辺 衛	湯田上	江田 朋弘	フォレスト
24	9:39	金子 隆博	紫雲	佐藤 智之	胎内高原	中山 英明	阿賀高原	見田 和也	イーストヒル

競技委員長 豊泉幸夫

平成 30 年 関東倶楽部対抗新潟第 2 会場予選競技

開催日 : 5 月 24 日(木)

開催コース : 松ヶ峯カントリー倶楽部 神奈・妙高コース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
 - (a) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
 - (b) フェアウェイにある吹き流しを立てるホールカップ
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
 - (d) 道路に隣接するわだち(その道路の一部とみなす)
 - (e) パッティンググリーン前後にあるコース管理用の黄色い鋳
5. バンカー内の石
付属規則 I(A)3f を適用する(ゴルフ規則 164 ページ参照)。
6. コースと不可分の部分
 - (a) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。
 - (b) スルーザグリーンにある巨大な石
7. 地面にくい込んでいる球の救済
付属規則 I(A)3a を適用する(ゴルフ規則 160 ページ参照)。
8. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
電磁誘導カート用の 2 本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
9. 防球ネット
13 番ホールティーインググラウンド後ろにある防球ネットに球が近接しているために、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
10. 指定ドロップ区域
14 番ホールティーインググラウンド後ろにある修理地(防球ネット)内に球があつたり、スタンスや意図するスイングの区域の妨げとなる場合、プレーヤーは罰なしに現にプレーしているホール番号の指定ドロップ区域に球をドロップすることができる(付属規則 I(A)6 を適用する。ゴルフ規則 173 ページ参照)。
11. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること
規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注: パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。

12. 規則 6-6d 例外の修正

どのホールであっても、プレイヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレイヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレイヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

13. 距離計測機器

プレイヤーは距離計測機器の使用によって距離の情報を得ることができる。正規のラウンド中にプレイヤーのプレーに影響する可能性のある他の条件(例えば、標高変化、風速など)を計測するために距離計測機器を使用した場合、プレイヤーは規則 14-3 の違反となる。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Yards(Ａクラス)	499	352	317	362	164	376	142	480	407	3099	
Yards(Ｂクラス)	521	352	338	382	164	464	185	480	428	3314	
Par	5	4	4	4	3	4	3	5	4	36	
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
	472	185	392	310	504	344	189	356	366	3118	6217
	512	200	410	310	522	344	205	356	388	3247	6561
	5	3	4	4	5	4	3	4	4	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

プレーの即時中断 : 1 回の長いエアホーン

プレーの中断 : 連続する 3 回の短いエアホーン(繰り返し)

プレーの再開 : 2 回の短いエアホーン(繰り返し)

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用は禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。なお、プレー形式は共用の乗用カートを使用したセルフプレーとする。

9. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

- 1 台の乗用カートを共用する場合は、そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持ち主であるプレーヤーの携帯品とみなす。ただし、共用しているプレーヤーの 1 人がこれを動かしている時は、そのカートとカート上の全ての物はそのプレーヤーの携帯品とみなす。
- 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
- J アラート(全国瞬時警報システム)や緊急速報メール等により緊急情報が伝えられた場合はプレーの即時中断とします(競技の条件 6 項参照)。
- アプローチ・バンカー練習場は、自己の球を使用すること(1 人 5 個まで)。

競技委員長 豊泉幸夫